

令和 3 年 5 月 25 日
兵庫県公安委員会規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、他の法令等に特別の定めがあるものを除くほか、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第 6 号）第11条及び情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき公安委員会等が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 兵庫県公安委員会、兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 電子署名 次に掲げるものをいう。
 - ア 情報通信技術活用条例第 2 条第 8 号に規定する電子署名
 - イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- (3) 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第 3 条第 1 項の規定により地方公共団体情報システム機構が作成したもの
 - イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第 8 条に規定する認定認証事業者が作成したもの
 - ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定により登記官が作成したもの
 - エ 警察本部長が定めるもの（前記アからエまでに掲げるものを除く。）
 - オ 前記アからエまでに掲げるもののほか、公安委員会等が指定するもの（電子情報処理組織による申請等）

第3条 情報通信技術活用法第6条第1項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織及び情報通信技術活用条例第6条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信を行うことができる機能を有するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長の定めるところにより、次に掲げる事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して、申請等を行わなければならない。

(1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載されるべき事項

3 前項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、公安委員会等が指定する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会又は警察本部長が定める当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が同項各号に規定する事項を入力し、又は送信する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力し、又は送信するときは、当該申請等について規定した法令等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力及び送信を要しないこととすることができる。

5 同一内容の書面等を複数必要とする申請等を行う者が、第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき、又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき、又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

6 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する主務省令で定める措置及び情報通信技術活用条例第6条第4項に規定する規則等で定める措置は、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用による電子署名その他の電子署名（電子証明書が併せて送信されるものに限る。）とする。ただし、公安委員会又は警察本部長が定める当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

7 情報通信技術活用法第6条第5項に規定する主務省令で定める方法及び情報通信技術活用条例第6条第5項に規定する規則等で定める方法は、第2項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

8 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する主務省令で定める場合及び情報通信技術活用条例第6条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会等が認める場合

- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある書面等があると公安委員会等が認める場合
 - (3) 申請等に際し提出すべきもののうちに書面等以外の有体物があると公安委員会等が認める場合
 - (4) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第2項の規定による入力が困難である場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
- 9 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 情報通信技術活用法第7条第1項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織及び情報通信技術活用条例第7条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信を行うことができる機能を有するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

- 2 情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術活用条例第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して、行わなければならない。
- 3 前項の規定に基づく処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから公安委員会等が指定する期限までに記録しない場合その他公安委員会等が必要と認める場合は、公安委員会等は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。
- 4 第2項の規定により処分通知等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、公安委員会等が指定する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会又は警察本部長が定める当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 5 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する主務省令で定める方式及び情報通信技術活用条例第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。
 - (1) 第1項の電子情報処理組織を使用して識別番号及び暗証番号を入力する方式
 - (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨を公安委員会又は警察本部長の定めるところにより届け出る方式
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会又は警察本部長が定める方式
- 6 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する主務省令で定める措置及び情報通信技術活用条例第7条第4項に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
 - (1) 電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置

- (2) 処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った公安委員会等の氏名又は名称を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定めるもの

7 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する主務省令で定める場合及び情報通信技術活用条例第7条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があるべき事情があると公安委員会等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要がある書面等があると公安委員会等が認める場合
- (3) 処分通知等に際し交付すべきもののうちに書面等以外の有体物があると公安委員会等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 情報通信技術活用法第8条第1項又は情報通信技術活用条例第8条第1項の規定により書面等に係る電磁的記録に記録されている事項により行う縦覧等については当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は当該事項を公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、同項の規定により当該事項を記載した書類により行う縦覧等については当該事項を記載した書類を公安委員会等の事務所に備え置く方法により、それぞれ行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 情報通信技術活用法第9条第1項又は情報通信技術活用条例第9条第1項の規定により電磁的記録により行う作成等については、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は当該事項を磁気ディスク（これに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルに記録する方法により行うものとする。

2 情報通信技術活用法第9条第3項に規定する主務省令で定める措置及び情報通信技術活用条例第9条第3項に規定する規則等で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置
- (2) 作成等を行った公安委員会等の氏名又は名称を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定めるもの

(添付書面等の省略)

第7条 情報通信技術活用条例第11条に規定する規則等で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げるとおりとし、情報通信技術活用条例第11条に規定する規則等で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(補則)

第8条 手続等（情報通信技術活用法第6条から第9条まで又は情報通信技術活用条例第6条から第9条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令等に特別の定めがある場合を除くほか、第3条から第6条までに定める方法の例による。

- 2 この規則に定めるもののほか、公安委員会等が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。